

提供日 2021/12/15  
タイトル 原油・原材料価格高騰に伴う県制度融資の改正  
担当 経済産業部 商工業局商工金融課  
連絡先 制度資金班  
TEL 054-221-2525



## 1 要旨

### (1) 県制度融資「経済変動対策貸付」

社会的経済的環境の変化など外的要因により、売上高や粗利益の減少など、一時的に業況が悪化した中小企業者を支援するための融資

### (2) 今回の改正

- ・原油・原材料価格の高騰が続く中、仕入価格の上昇に伴って、中小企業の収益が圧迫されており、年末及び年度末に向かって、資金需要の発生が見込まれるため、**経済変動対策貸付の融資要件を緩和し、迅速な資金繰り支援を行う。**
- ・具体的には、融資要件に係る仕入価格及び粗利益の算定対象期間を現行の3か月から1か月に短縮する。
- ・取扱期間は、令和3年12月15日から令和4年3月31日までとする。なお、令和4年度以降は、状況を見て判断する。

## 2 制度概要

資金名	経済変動対策貸付
融資要件	①最近3か月（→ <b>最近1か月</b> ）の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近3か月（→ <b>最近1か月</b> ）の粗利益が前年同期比△5%以上
保証制度	S N 5号保証、普通保証
資金使途	運転、設備
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内
据置期間	設備3年以内、運転2年以内
保証料率	事業者負担 0.28%～1.20%
融資利率	1.60%
利子補給率	0.47%
取扱期間	<b>令和3年12月15日～令和4年3月31日</b> (令和4年度以降は状況により継続)
融資枠	既存の融資枠100億円で対応